様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2024　年　11　月　23　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　　かぶしきがいしゃうえはらえん  一般事業主の氏名又は名称　　　　　株式会社上原園  （ふりがな）　　　　おかべ　かずのり  （法人の場合）代表者の氏名　　　　　岡部一法  住所　〒328-0111  栃木県栃木市都賀町家中4665-1  法人番号　3060001016821  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社上原園　ホームページ  ①「会社概要」  ②「DX推進企画書」 | | 公表日 | ①　2023　年　1　月　9　日  ②　2024　年　10　月　21　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①株式会社上原園ホームページ内  「会社概要」ページ  <https://www.ueharaen.co.jp/company/>  ②「DX推進企画書」内  1　DX推進ビジョン p3  <https://www.ueharaen.co.jp/web/wp-content/uploads/2024/10/2410dxsuishinkikakusho.pdf> | | 記載内容抜粋 | 株式会社上原園は「野菜を通じお客様の課題を解決し、感動を提供するブランド企業への進化」を企業ビジョンとし、DX推進を強化することで、時代の変化に対応できる体制および会社全体での改善・変革意識を持った風土づくりを行い、より健康な食生活を提供し続けられる企業を目指す。(弊社HPにて公表済み）上記ビジョンを実現するためのビジネスモデルの方向性は、弊社基本理念、行動指針に準ずる。  ＜基本理念＞  株式会社上原園は、食生活に「安心、安全、鮮度、感動」を提供する事業活動を通じて、常に価値あるサービスを提供することに努めています。 私たちは、それらを実現するための企業行動が、地球環境に様々な影響を与えていることを認識し、環境との調和を図り、社会との共生に努めながら、社会や地球環境に貢献します。  ＜行動指針＞  1．環境方針を達成するため環境目的・目標を設定し、継続的な維持・改善に努めます。  2．全社員が地球環境の観点に立ち、環境汚染の予防に努めるとともに、省エネルギー、省資源、リサイクルの促進、環境保全啓蒙活動など環境負荷の低減を図ります。  3．環境に関する法律、規制、協定を遵守し環境保全に努めます。  4．ビジネスパートナー等に対し、当社の方針を示し、理解と協力を求めます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年10月に開催された臨時取締役会にて承認された内容が記載されており、ホームページ上でステークホルダーに向けて公開されているものです。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DX推進企画書」 | | 公表日 | 2024　年　10　月　21　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社上原園ホームページ内  「会社概要」ページ  <https://www.ueharaen.co.jp/company/>  「DX推進企画書」内  3　DX推進シナリオ（将来的なDX戦略） p5～8  <https://www.ueharaen.co.jp/web/wp-content/uploads/2024/10/2410dxsuishinkikakusho.pdf> | | 記載内容抜粋 | 【短期】  ・VBA、RPA(UiPath)の使用によるPC作業の効率化  ・BIツール（Looker Studio）の活用によるデータの分析、可視化  ・アプリ開発ソフトの活用（Google app sheetなど）  ・ペーパーレス推進（帳票類のデジタル化）  【中期】  ・基幹システムの最適化（販売管理システム、生産管理システム）  ・SDGsへの取組との連携  ・AI技術導入に向けた体制構築  【長期】  ・AI技術の導入による業務の最適化、新たな価値の創出  ・製造現場の自動化推進（協働ロボット等の導入検討）  ・RPA導入支援サービスの開始 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年10月に開催された臨時取締役会にて承認された内容が記載されており、ホームページ上でステークホルダーに向けて公開されているものです。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社上原園ホームページ内  「会社概要」ページ  <https://www.ueharaen.co.jp/company/>  「DX推進企画書」内  2　DX推進体制 p4  <https://www.ueharaen.co.jp/web/wp-content/uploads/2024/10/2410dxsuishinkikakusho.pdf> | | 記載内容抜粋 | DX推進チームを推進部隊とする。  DX推進スキル標準を満たす人材の育成を行ない、全ての人材にDXリテラシー標準を浸透させる。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社上原園ホームページ内  「会社概要」ページ  <https://www.ueharaen.co.jp/company/>  「DX推進企画書」内  4　DX推進シナリオ（将来的なDX戦略） p5～8  <https://www.ueharaen.co.jp/web/wp-content/uploads/2024/10/2410dxsuishinkikakusho.pdf> | | 記載内容抜粋 | PC作業の効率化推進のため、VBA、RPAの活用、BIツールによるデータの可視化・活用を進めている。中期、長期の戦略に必要な環境整備のため、「基幹システムの最適化」を推進し、変化への対応を継続的に行える体制構築を目指す。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社上原園　ホームページ  「DX推進企画書」 | | 公表日 | 2024　年　10　月　21　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社上原園ホームページ内  「会社概要」ページ  <https://www.ueharaen.co.jp/company/>  「DX推進企画書」内  4　現在の取り組み/将来の戦略 p9  <https://www.ueharaen.co.jp/web/wp-content/uploads/2024/10/2410dxsuishinkikakusho.pdf> | | 記載内容抜粋 | 【短期】【中期】  RPA導入によるPC作業業務　50％削減  紙使用量　50％削減  商品受注デジタル化による手入力業務　80％削減  【長期】  製造現場の自動化ライン導入率　70％実現 |   (4)実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023　年　1　月　9　日 | | 発信方法 | 弊社HP「会社概要」にDX取り組みについて掲載。  掲載場所：<https://www.ueharaen.co.jp/company/>  弊社HP「お知らせ」ページにて随時更新。  掲載場所：<https://www.ueharaen.co.jp/category/news/> | | 発信内容 | DX推進  当社は、「野菜を通じお客様の課題を解決し、感動を提供するブランド企業への進化」を企業ビジョンとし、DX推進を強化することで、時代の変化に対応できる体制および会社全体での改善・変革意識を持った風土づくりを行い、より健康な食生活を提供し続けられる企業を目指します。  2022年12月8日に経済産業省「DX認定制度」へ認定申請し、情報処理の促進に関する法律第３１条の規定により、経済産業大臣の認定を受け、2023年1月1日から認定事業者となりました。  「DX認定制度」は、「情報処理の促進に関する法律」に基づき、「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応する企業を国が認定する制度です。（DX認定制度事務局：IPA（独立行政法人情報処理推進機構））  名称　　　　株式会社上原園 代表者　　　岡部 一法 住所　　　　栃木県　栃木市　都賀町家中4665番地1 法人番号　　3060001016821 認定適用日　2023年1月1日 認定期間　　適用日より2年間（2024年12月31日まで） 手続番号　　DX-2023-01-0008-01   中長期的な視点から計画した内容は下記資料をご覧ください。  [▶　株式会社上原園DX推進企画書](https://www.ueharaen.co.jp/web/wp-content/uploads/2024/10/2410dxsuishinkikakusho.pdf)    DX推進企画の取組み状況は、本サイトの「お知らせ」に随時に記載してまいります。  株式会社上原園 代表取締役社長　岡部　一法 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024　年　10　月 | | 実施内容 | 本申請にてDX推進指標自己診断フォーマットを提出いたします。 |   　(6)サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022　年　9　月 | | 実施内容 | 弊社はより一層情報セキュリティ対策に取り組むため、SECURITY ACTION(二つ星)を宣言し、情報セキュリティの向上に取り組んで参ります。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2)利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4)データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。